

# 都市再生整備計画

た ま え き し ゅ う へ ん ち く  
多摩センター駅周辺地区

と う き ょ う と た ま し  
東京都 多摩市

令和4年5月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業	<input checked="" type="checkbox"/>
まちなかウォークアブル推進事業	<input type="checkbox"/>



計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【官民一体となった賑わいのある歩行者空間、滞留空間の創出・維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道5-31号歩線における沿道商業施設等と歩道空間が一体となった官民連携の居心地の良い歩行者空間、滞留空間を創出し、維持・活用する。</li> </ul>	<p>【協定制度等】</p> <p>市道5-31号歩線において道路占用許可の特例を活用する。</p>
<p>その他</p>	
<p>市道5-31号歩線において、都市再生特別措置法施行令第16条第2号に規定する食事施設を設ける。</p> <p>※当地区及びその周辺における協働型のまちづくりの進捗状況を補足          【令和2年3月 キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会創設】          クリエイティブ・キャンパス構想の実現に向けた取組方針、推進手法及び活動内容の検討及び決定並びにクリエイティブ・キャンパス構想の実現に向けた取組を推進するための協議体であるキャンパス・マネジメント・アソシエーションを設立するための準備会を創設。</p>	







# 制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)法第46条第10項

## 制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

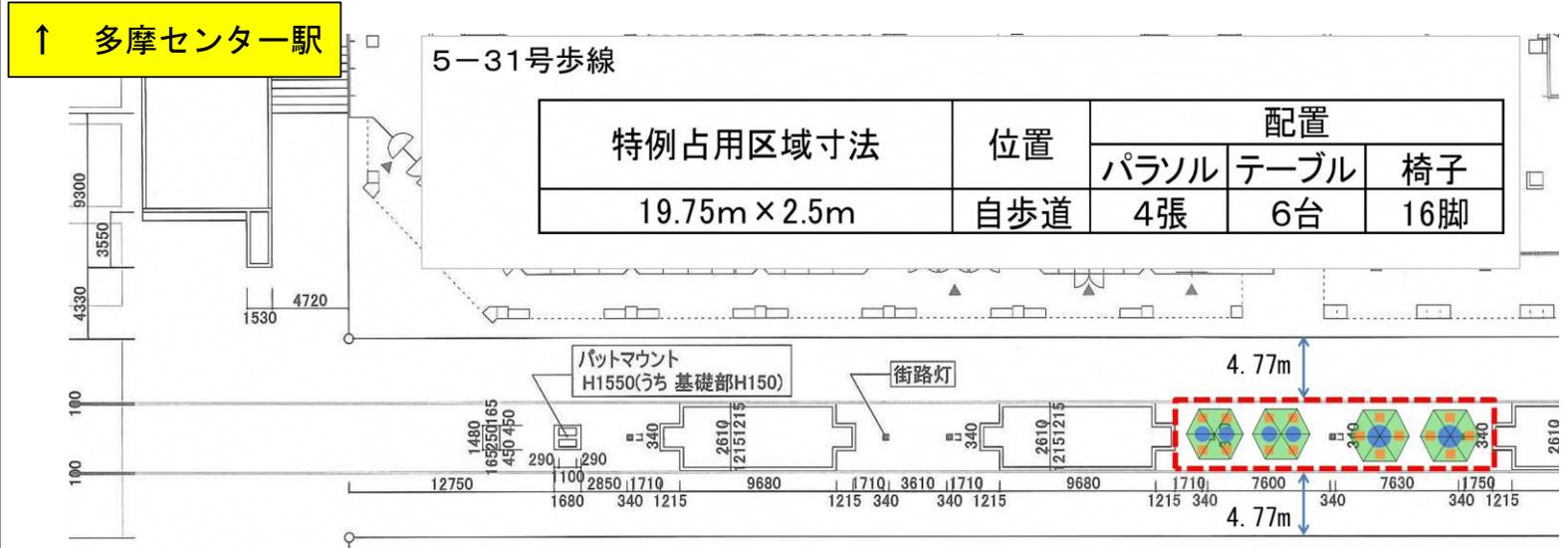
制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



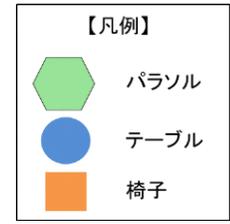
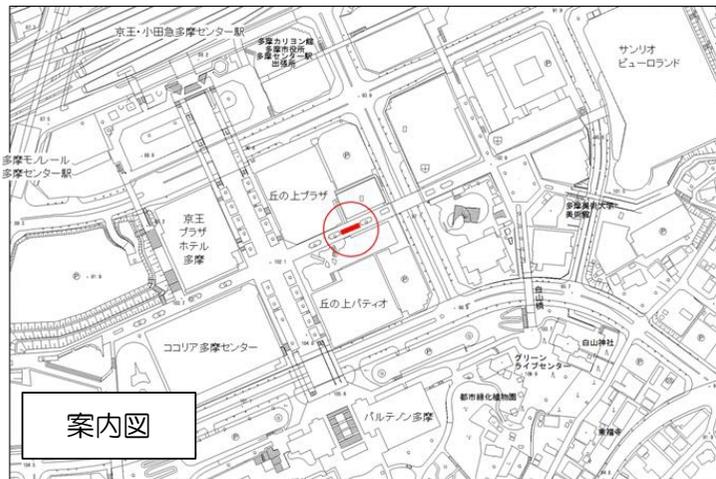
制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)法第46条第10項

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

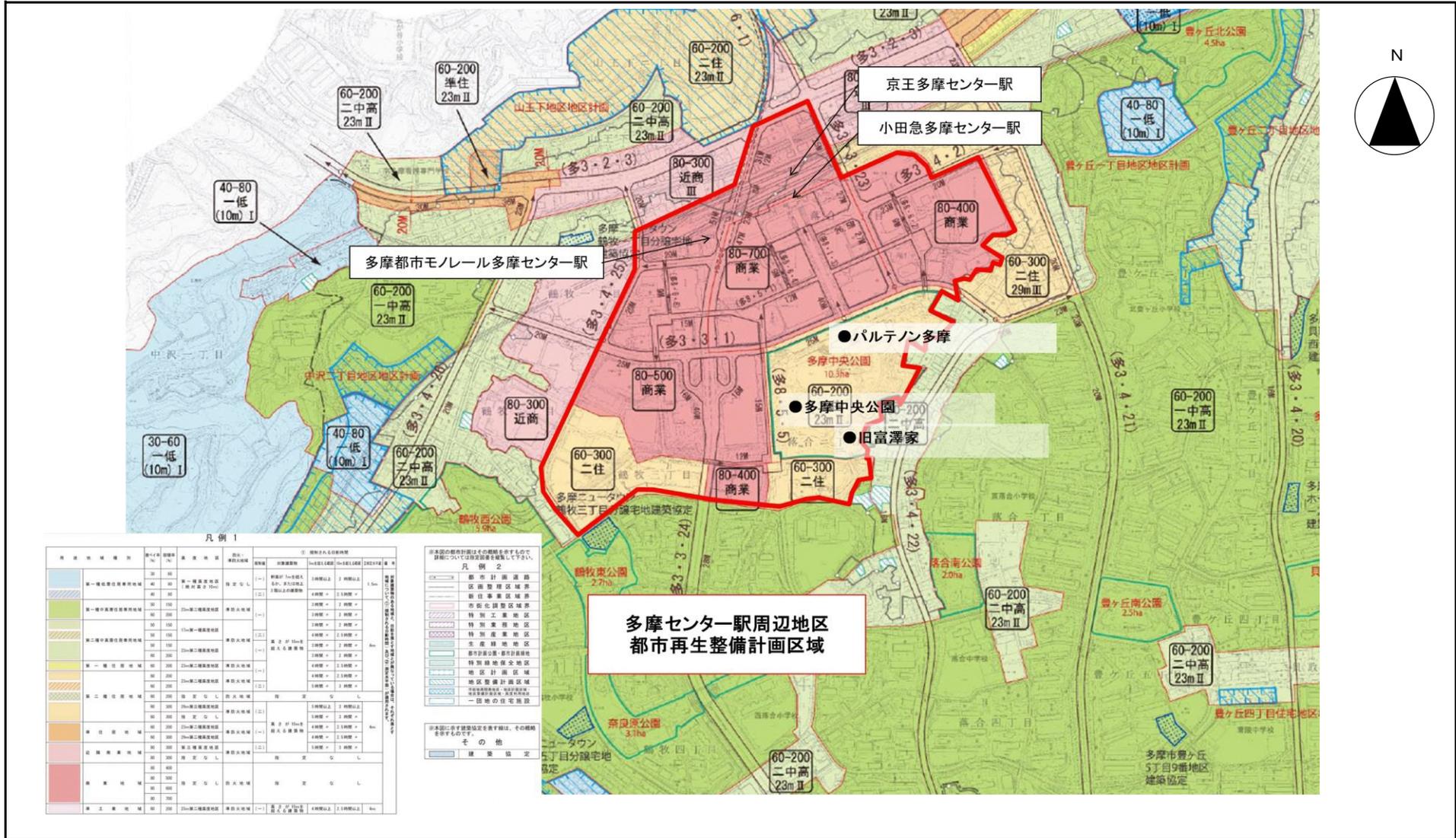


↓ パルテノン多摩



多摩センター駅周辺地区(東京都多摩市)

面積 63 ha 区域 多摩市落合一丁目の一部、二丁目、五丁目の一部、鶴牧一丁目、三丁目、四丁目の各一部



凡例 1

用途地域種別	種別	面積率	用途	備考
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	40/60	住宅	1. 用途地域種別
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	50/50	住宅	1. 用途地域種別
第一種中層住居専用地域	第一種中層住居専用地域	50/50	住宅	1. 用途地域種別
第二種中層住居専用地域	第二種中層住居専用地域	50/50	住宅	1. 用途地域種別
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	50/50	住宅	1. 用途地域種別
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	50/50	住宅	1. 用途地域種別
商業地域	商業地域	50/50	商業	1. 用途地域種別
近隣商業地域	近隣商業地域	50/50	商業	1. 用途地域種別
工業地域	工業地域	50/50	工業	1. 用途地域種別
工業専用地域	工業専用地域	50/50	工業	1. 用途地域種別
公共用地域	公共用地域	50/50	公共	1. 用途地域種別
公園用地域	公園用地域	50/50	公園	1. 用途地域種別
緑地	緑地	50/50	緑地	1. 用途地域種別
その他	その他	50/50	その他	1. 用途地域種別

凡例 2

- 都市計画道路
- 区画整理区域界
- 居住事業区域界
- 市街化調整区域界
- 特別工業地区
- 特別商業地区
- 特別産業地区
- 生産緑地地区
- 都市計画公園、都市計画緑地
- 特別緑地保全地区
- 地区計画区域
- 地区整備計画区域
- 公園整備計画、都市計画公園、都市計画緑地、公園整備計画、公園整備計画
- 一団地の住宅施設

多摩センター駅周辺地区  
都市再生整備計画区域